

山梨県公報

第四百八十三号

令和六年

六月二十七日

木曜日

目次

告示

○救急病院等の認定(二件)……………二五九

○道路の区域変更……………二五九

公告

○公共測量の終了……………二六〇

○開発行為に関する工事の完了について(二件)……………二六〇

選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正(三件)……………二六〇

公安委員会

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………二六一

正誤

○令和六年三月一日付号外第四号中……………二六一

告示

山梨県告示第百六十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和六年六月二十七日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長崎 幸太郎

名称	所在地
医療法人慈光会 甲府城南病院	甲府市上町七百五十三番地一

二 認定期限 令和九年六月二十九日

山梨県告示第百六十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和六年六月二十七日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 長崎 幸太郎

名称	所在地
山梨赤十字病院	南都留郡富士河口湖町船津六千六百六十三番地一

二 認定期限 令和九年六月三十日

山梨県告示第百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年七月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和六年六月二十七日

一 道路の種類 県道

二 路線名 梁川猿橋線

三 道路の区域

山梨県知事 長崎 幸太郎

区間	旧敷地の幅員 (メートル)	新敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
大月市猿橋町字伊良原一四九番一地从先から 大月市猿橋町字伊良原八五番一地从先まで	四・六 八・九	六・〇 一四・〇	二五六・四 二五六・四

公 告

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省都市局国際・デジタル政策課から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3D都市モデル作成、LidarSLAM技術を用いた測量）
- 二 測量の地域 山梨県甲府市
- 三 測量の期間 令和五年七月三日から令和六年三月二十二日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字立石四千九百三十四番一、四千九百四十五番二、四千九百四十五番五、四千九百四十七番一、四千九百四十七番二、四千九百五十一番一、四千九百五十一番二、四千九百五十一番三、四千九百五十二番一、四千九百五十二番三、四千九百五十三番二、四千九百五十三番三、四千九百五十四番二、四千九百八十五番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

住所	氏名
山梨県富士吉田市上吉田四千九百六十一番地一	富士山の銘水株式会社 代表取締役 栗井英朗
佐賀県小城市小城町岩蔵二千	友榊ホールディングス株式会社 代表取締役 友田

五百七十五番地三

論

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市八代町北字鏡田三千百八十五番一、三千百八十六番、三千百八十八番、三千百八十九番及び三千百九十一番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市八代町北三千百七十九番地四 有有限会社 加々美組 代表取締役 加々美 章一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のとおり改正する。

令和六年六月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

表中「財団法人身延山病院」を「公益財団法人身延山病院」に、「平二、四八三」を「身延町梅平二四八三番一六七」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成四年山梨県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正する。

令和六年六月二十七日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

表中「財団法人山梨整肢更生会介護老人保健施設ふじ苑」を「一般財団法人山梨整肢更生会介護老人保健施設ふじ苑」に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番